「2025 年版 FP 手帳」
資料編＜タックスプランニング＞　追補情報

「2025 年版 FP 手帳」の掲載資料（タックスプランニング分野）中、「2025 年以降の取扱いは本手帳制作時点では未定。決まりましたら、近代セールス社ホームページでご案内します」としていた箇所について、新しい税制が決まっておりますので、下記のとおりご案内します。また、基礎控除を含め、所得控除の基本的な部分が改正となっておりますので、合わせてご案内します。
資料をご利用の際はご注意いただきますようお願いいたします。

①「＜タックスプランニング＞　1. 所得税のポイント」

・P94 〔給与所得控除額の速算表〕

〇給与所得控除額が改正になりました。新しい速算表は下記のとおりです。

給与収入金額	控除額
～190 万円以下	65 万円
190 万円超　～360 万円以下	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超　～660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超　～850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

・P96 〔所得税の所得控除額〕

〇基礎控除が次のように改正になりました。

合計所得金額	基礎控除額
132 万円以下	95 万円
336 万円以下	88 万円＊

489 万円以下	68 万円＊
655 万円以下	63 万円＊
2,350 万円以下	58 万円
2,400 万円以下	48 万円
2,450 万円以下	32 万円
2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

＊は、令和 7 年および令和 8 年の 2 年間のみの金額。その後は 58 万円。

〇「特定親族特別控除」が新設されました。これは、居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族等（その居住者の配偶者および青色申告者を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る）で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額を控除するものです。

	親族等の合計所得金額	控除額
特定親族特別控除（19 歳以上 23 歳未満）	58 万円超～85 万円以下	63 万円
	85 万円超～90 万円以下	61 万円
	90 万円超～95 万円以下	51 万円
	95 万円超～100 万円以下	41 万円
	100 万円超～105 万円以下	31 万円
	105 万円超～110 万円以下	21 万円
	110 万円超～115 万円以下	11 万円
	115 万円超～120 万円以下	6 万円
	120 万円超～123 万円以下	3 万円

〇生命保険料控除に関しては、新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、**令和８年分における**当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりにするとされました。**令和８年分**ですので注意してください。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	支払った保険料の全額
30,000 円超 60000 円以下	支払った保険料×１／２＋15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	支払った保険料×１／４＋30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

・P98　〔妻のパート収入と税金の関係〕

〇「夫の税金について」…配偶者控除が受けられるのは、妻のパート収入が 123 万円以下の場合になりました。また、123 万円超 160 万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。160 万円超の場合は、配偶者特別控除を受けられますが、収入に応じて控除額が減少します。

〇「妻の税金について」…所得税がかからない妻のパート収入は、160 万円以下になりました。また、住民税がかからないパート収入については、110 万円以下になりました。

・P98　〔配偶者控除および配偶者特別控除の控除額〕

〇配偶者控除の要件である「配偶者の合計所得金額 48 万円以下」の「48 万円以下」は、「58 万円以下」に改正されました。

〇配偶者特別控除の「配偶者の合計所得金額 48 万円超 95 万円以下」の「48 万円超」は「58 万円超」になります。

・P101〔住宅ローン控除の借入限度額、控除期間〕

〇令和６年の欄に記載している「子育て特例対象個人」は、令和７年にも延長されました。

〇床面積要件の項目、令和６年、令和７年の欄にある「新築の場合で、令和６年で所得要件 1,000

万円以下の場合 40 ㎡」とあるのは「新築の場合、所得要件 1,000 万円以下の場合 40 ㎡」となりました。

・P102〔住宅特定改修特別税額控除〕

〇2025 年 1 月 1 日の取扱いが未定だった下記の「子育て対応改修工事（子育て特例対象個人）」ですが、現行の措置が延長され、2025 年 12 月 31 日までになりました。

●子育て対応改修工事(子育て特例対象個人)の場合

居住年	改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
2024 年 4 月 1 日 ～2025 年 12 月 31 日	250 万円	10%	25 万円

②「＜タックスプランニング＞　４．相続税・贈与税のポイント」

・P114［結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置］

〇期間の欄に「2025 年３月 31 日までに拠出」とありますが、この適用期限は「2027 年３月 31 日まで」に２年間延長となりました。